

大分県報

令和三年
号外（六五）
十月十九日

（火曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	一
衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	二
最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式……………	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類と点字……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………	四
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………	五
衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこと……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………	六
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時……………	六

令和三年十月十九日

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	六
衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定……………	六
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………	六
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任……………	七
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	七
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び放送回数……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	八

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十二号
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。
令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票票

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

選挙管理
会之
大分
県
選挙
会

大分県報号外（選挙委告示）

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
 - 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。
- 点字投票用紙

最高裁判所裁判官
国民審査投票

点字投票

選委印
之
理
分
管
会
大
拳
員

○ 注 意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市(町) (村) 選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第六十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第六十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示する。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

衆議院小選挙区選出議員選挙 しょうせんきよく

衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい

最高裁判所裁判官国民審査 こくみんしんさ

大分県選挙管理委員会告示第六十八号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一 候補者用

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第	49	回	選	第	衆
衆	議	院	小	議	議
議	院	選	選	院	議
政	用	挙	挙	候	議
第	一	ビ	ビ	第	第
大	分	選	選	大	大
分	県	管	管	分	分
区	選	管	管	区	区
選	管	管	管	選	選
ラ	管	管	管	ラ	ラ
号	管	管	管	号	号

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

二 候補者届出政党用

第	49	回	選	第	衆
衆	議	院	小	議	議
議	院	選	選	院	議
政	用	挙	挙	候	議
第	一	ビ	ビ	第	第
大	分	選	選	大	大
分	県	管	管	分	分
区	選	管	管	区	区
選	管	管	管	選	選
ラ	管	管	管	ラ	ラ
号	管	管	管	号	号

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十九号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第	49	回	選	第	衆
衆	議	院	小	議	議
議	院	選	選	院	議
政	用	挙	挙	候	議
第	一	ビ	ビ	第	第
大	分	選	選	大	大
分	県	管	管	分	分
区	選	管	管	区	区
選	管	管	管	選	選
ラ	管	管	管	ラ	ラ
号	管	管	管	号	号

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第七十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区	区分	住所	氏名
大分県 第一区	選挙長	日田市淡窓一丁目四番四八号	一木 俊廣
	職務代理者	大分市賀来西二丁目二番二九号	佐藤 聡
大分県 第二区	選挙長	大分市大字千歳三一四番地の二	阿部 良秀
	職務代理者	大分市賀来西二丁目二番二九号	佐藤 聡
大分県 第三区	選挙長	大分市新春日町二丁目五番一号	角山 光邦
	職務代理者	大分市賀来西二丁目二番二九号	佐藤 聡

大分県選挙管理委員会告示第七十一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

区分	住所	氏名
大分県選挙分会長	大分市浜の市二丁目二番二一号	秦 喜美恵
大分県選挙分会長職務代理者	大分市金池町一丁目九番一八―一〇三号	今井 睦

大分県選挙管理委員会告示第七十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

十月十九日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール
十月二十日以後
大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第七十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

十月十九日

大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館二階 正庁ホール
十月二十日以後
大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第七十四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第七十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県第一区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十一月三日九時三十分

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 4 宿泊料（食料二食分を含む。）一夜につき一万二千元
 - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
 - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円
 - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1から3までに掲げる額
 - 2 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
 - 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元
 - 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
 - 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第八十号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会会長及び大分県審査分会会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
大分県審査分会会長	大分市錦町一丁目九番三号	井下 秀子
大分県審査分会会長職務代理者	大分市金池町一丁目九番一八一〇三号	今井 睦

大分県選挙管理委員会告示第八十一号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
- 二 日時 令和三年十一月三日十四時

大分県選挙管理委員会告示第八十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
- 二 日時 令和三年十月二十日十時

大分県選挙管理委員会告示第八十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
- 二 日時 令和三年十月二十日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第八十四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる放送回数を、次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

テレビジョン放送

届出候補者の数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送	一 一
三人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一 一 一

大分県選挙管理委員会告示第八十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和三年十月十九日十七時三十分